

7 水質汚濁防止法の特定期間に係る排水基準

1 対象となる工場又は事業場

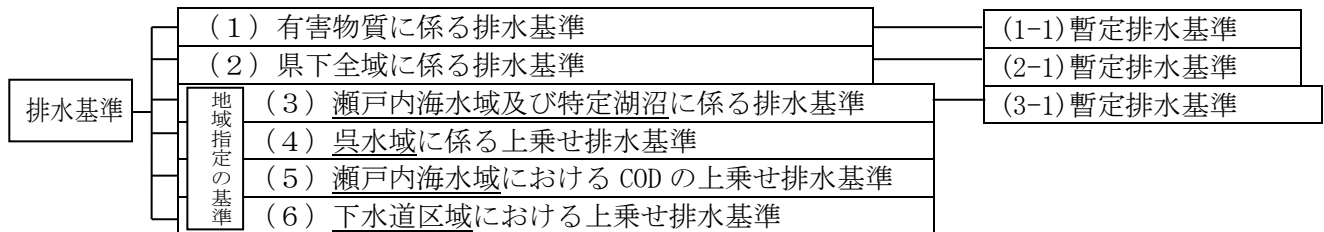
以下の特定施設を設置する工場又は事業場

- ・水質汚濁防止法施行令別表第1 (P. 13～19) に掲げる特定施設
- ・指定地域特定施設 (P. 20)

2 法律体系

排水規制の区分		法 令
濃度規制	全国一律基準	排水基準を定める省令
	広島県の 上乗せ基準	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
		広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
総量規制基準		化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

3 排水基準の体系



4 排水基準

(1) 有害物質に係る排水基準 (➤排水基準を定める省令 別表第1)

対 象 項 目	排 水 基 準(mg/L)	対 象 項 目	排 水 基 準(mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03 注4	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
シアン化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
有機リン化合物 注2	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
鉛及びその化合物	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
六価クロム化合物	0.2	チウラム	0.06
砒素及びその化合物 注3	0.1	シマジン	0.03
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	チオベンカルブ	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1
P C B	0.003	セレン及びその化合物	0.1
トリクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物	海域以外 10 注4 海域 230
テトラクロロエチレン	0.1	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 注4 海域 15
ジクロロメタン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 注4
四塩化炭素	0.02	1,4-ジオキサン	0.5
1,2-ジクロロエタン	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	1		

注1 この表に掲げる排水基準は、排水量の大小にかかわらず適用する。

注2 有機リン化合物については、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

注3 砒素及びその化合物についての排水基準は、昭和49年12月1日において現に湧出する温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注4 ほう素、ふっ素、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定排水基準(P. 26、27)が適用される。

(1-1) 有害物質に係る排水基準の暫定排水基準

① ほう素及びその化合物に係る暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
電気めっき業 ^{注1}	30
ほうろう鉄器製造業 ^{注1}	30
金属鉱業 ^{注1}	100
下水道業 ^{注2}	40
旅館業（1Lにつきほう素 500 mg以下の温泉を利用するものに限る。）	300
旅館業（1Lにつきほう素 500 mgを超える温泉を利用するものに限る。）	500

令和 10 年 9 月 30 日まで（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあつては、当分の間）は暫定排水基準が適用される。

注 1 海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

注 2 旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

② ふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
ほうろう鉄器製造業 ^{注1}	10
電気めっき業 ^{注2}	15
旅館業 ^{注3}	
旅館業（温泉（自然に湧出しているものを除く。）を利用するものであつて、日平均排水量 50m ³ 未満であるもの又は昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
電気めっき業 ^{注4}	40
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用するものであつて、日平均排水量 50m ³ 未満であるもの又は昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50

令和 10 年 9 月 30 日まで（旅館業に属する工場又は事業場にあつては、当分の間）は暫定排水基準が適用される。

注 1 海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

注 2 日平均排水量 50m³以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

注 3 日平均排水量 50m³以上であり、昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出していなかった温泉を利用するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。

注 4 日平均排水量 50m³未満であるものに限る。

③アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準
(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)

業種その他の区分	許容限度 (m g / L)
畜産農業（豚房施設（総面積 50 m ² 未満を除く。）を有するものに限る。）	400
モリブデン化合物製造業	1300
バナジウム化合物製造業	1,350
貴金属製造・再生業	2,800

令和 10 年 9 月 30 日までは暫定排水基準が適用される。

④六価クロム化合物に係る暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度 (m g / L)
電気めっき業	0.5

令和 9 年 3 月 31 日までは暫定排水基準が適用される。

(2) 県下全域に係る排水基準 (➤排水基準を定める省令、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則)

項 目	許 容 限 度 [m g / L]						
	第 1 種水域		第 2 種水域		第 3 種水域		第 4 種水域
	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	
水 素 イ オ ン 濃 度 (p H) [水素指数]	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.5～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	90 (70)		160 (120)		160 (120)		
化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD) 注7、注8		50 (40)		85 (65)		120 (90)	130 (100)
浮遊物質 量 (S S) 注7	90 (70)		90 (70)		200 (150)		200 (150)
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(動植物油脂類)	8		8		20		20
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類)	5						
フ ェ ノ ー ル 類 含 有 量	5						
銅 含 有 量	3						
亜 鉛 含 有 量	2 注4						
溶 解 性 鉄 含 有 量	10 注7						
溶解性マンガン含有量	10 注7						
ク ロ ム 含 有 量	2 注5						
大 腸 菌 数 [CFU/mL]	(800)						
温度、外観、透視度及び臭気	排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						

注1 ()内は日間平均値である。

注2 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。

注3 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³以上の特定事業場について適用する。
ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属するもの」については、日平均排水量 30m³以上の特定事業場について適用する。

注4 亜鉛含有量については、業種により暫定排水基準がある (P. 29 参照)。

注5 クロム含有量については、排水量に関係なく適用する。

注6 上乘せ基準を適用する水域区分については、第1種水域から第4種水域及び呉水域の5水域であり、その範囲はP. 35～37のとおりである。

注7 呉水域 (P. 36) にあつては、P. 31のとおり上乘せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。

注8 瀬戸内海水域 (P. 22) にあつては、P. 32～34のとおり上乘せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。

注9 下水道排水区域内においてはP. 35(6)のとおり、上乘せ基準が設けられており、最も厳しい基準を適用する。

(2-1) 県下全域に係る排水基準の暫定排水基準

亜鉛含有量に係る暫定排水基準について

業種その他の区分	亜鉛含有量 (mg/L)
電気めっき業	4

令和 11 年 12 月 10 日までは暫定排水基準が適用される。

(3) 瀬戸内海水域及び特定湖沼流域に係る排水基準 (➤排水基準を定める省令)

項 目	許 容 限 度 [mg/L]
窒 素 含 有 量	120(60)
燐 含 有 量	16(8)

注 1 () 内は日間平均値である。

注 2 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³以上の特定事業場について適用する。

注 3 窒素含有量についての排水基準は、瀬戸内海水域 (P. 22) 及び特定湖沼 (窒素含有量に係るもの) (P. 30) に流入する排出水に限り適用する。

注 4 燐含有量についての排水基準は、瀬戸内海水域 (P. 22) 及び特定湖沼 (燐含有量に係るもの) (P. 30) に流入する排出水に限り適用する。

注 5 窒素含有量及び燐含有量については、業種により暫定排水基準がある (以下(3-1)参照)。

(3-1) 瀬戸内海水域及び特定湖沼流域に係る暫定排水基準

①窒素含有量に係る暫定排水基準

業種その他の区分	窒素含有量 (mg/L)
天然ガス鉱業	160 (150)
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る。(P. 13 参照))	130 (110)
酸化コバルト製造業	200 (100)
バナジウム化合物製造業 モリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,100 (3,100)

注 1 () 内は日間平均値である。

注 2 令和 10 年 9 月 30 日までは暫定排水基準が適用される。

②燐含有量に係る暫定排水基準

業種その他の区分	燐含有量 (mg/L)
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る。(P. 13 参照))	22 (18)

注 1 () 内は日間平均値である。

注 2 令和 10 年 9 月 30 日までは暫定排水基準が適用される。

【窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る特定湖沼】

特定湖沼（窒素含有量に係るもの）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本庄ダム貯水池（本庄貯水池）	呉市	三永ダム貯水池（三永水源地）	東広島市
御調ダム貯水池（青竜湖）	三原市、尾道市	土師ダム貯水池（八千代湖）	安芸高田市

特定湖沼（燐含有量に係るもの）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
新成羽川ダム貯水池（備中湖）	神石高原町	八田原ダム貯水池（芦田湖）	府中市、世羅町
魚切ダム貯水池（窓竜湖）	広島市	沓ヶ原ダム調整池	三次市
南原ダム貯水池（南原貯水池）		高暮ダム貯水池（神之瀬湖）	庄原市
明神ダム貯水池（明神貯水池）		明賀ダム貯水池	
下部ダム貯水池	呉市	帝釈川ダム貯水池（神竜湖）	庄原市、神石高原町
上部ダム貯水池		弥栄ダム貯水池（弥栄湖）	大竹市
野呂川ダム貯水池（野呂峡やすらぎ湖）		黒瀬ダム貯水池	東広島市
本庄ダム貯水池（本庄貯水池）		田房ダム貯水池	
柳迫ダム貯水池		三永ダム貯水池（三永水源池）	
大山下池	尾道市	椋梨ダム貯水池（白竜湖）	東広島市、三原市
奥山池		飯ノ山ダム貯水池（飯山貯水池）	廿日市市
栗原ダム貯水池（門田水源地）		渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）	
奈良池		小瀬川ダム貯水池（真珠湖）	廿日市市、安芸太田町
久山田ダム貯水池（久山田水源地）		立岩ダム貯水池（立岩貯水池）	
竜泉寺ダム貯水池		土師ダム貯水池（八千代湖）	安芸高田市
岩谷ダム貯水池	福山市	鹿川ダム貯水池	江田島市
内浦ダム貯水池		三高ダム貯水池（三高水源池）	安芸太田町、北広島町
大浦第一ダム貯水池		王泊ダム貯水池（仙水湖）	
大浦第二ダム貯水池		樽床ダム貯水池（聖湖）	北広島町
釜谷ダム貯水池		三川ダム貯水池（神農湖）	世羅町
熊野ダム貯水池（熊野貯水池）		山田川ダム貯水池	
新道ダム貯水池		観音谷ダム貯水池	竹原市
服部大池		松子山ため池（松子山大池）	
八日谷ダム貯水池（八日谷貯水池）		御調ダム貯水池（青竜湖）	三原市、尾道市

(4) 呉水域に係る上乘せ排水基準

(➤水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

項目	業 種 等		許 容 限 度 [mg/L]	
			昭和48年3月23日までに 設置された特定事業場	昭和48年3月23日以降に 設置された特定事業場
化学的 酸素 要求 量	クラフトパルプ製造業		120(85)	
	紙製造業		120(85)	40(30)
	鉄鋼業	排水量 10,000 m ³ /日以上	15(10)	
		排水量 10,000 m ³ /日未満		15(10)
	金属製品製造業等			15(10)
	その他の業種			40(30)
浮遊 物質 量	クラフトパルプ製造業 及び紙製造業		90(65)	65(50)
	鉄鋼業	排水量 10,000 m ³ /日以上	65(50)	65(50)
		排水量 10,000 m ³ /日未満		65(50)
	その他の業種			65(50)
溶有 解量 性 鉄 含	鉄鋼業	排水量 10,000 m ³ /日以上	1	1
		排水量 10,000 m ³ /日未満	3	3
	金属製品製造業等		3	3
溶ガ 解ン 性含 マ有 ン量	鉄鋼業	排水量 10,000 m ³ /日以上	1	1
		排水量 10,000 m ³ /日未満	3	3
	金属製品製造業等		3	3

注1 ()内は日間平均値である。

注2 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³以上のものに適用する。

ただし、シアン又はクロムを使用するもの及び、と畜業、食鶏処理業、廃油再生業に属するものについては、日平均排水量 30m³以上の特定事業場について適用する。

注3 金属製品製造業とは、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業及び精密機械器具製造業をいう。

注4 呉水域とは、P.36の呉水域の範囲のとおりである。

(5) 瀬戸内海水域における化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準

(➤水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

業 種 等			許容限度[mg／L]				
			昭和49年3月26日以前に 設置された特定事業場		昭和49年3月27日以降に設置された 特定事業場		
			最大排水量 500m ³ /日 以上	最大排水量 500m ³ /日 未満	最大排水量 5,000 m ³ /日以上	最大排水量 5,000～ 500m ³ /日	最大排水量 500m ³ /日 未満
食料品・ たばこ製 造業	畜産食料品製造業（食鶏処理業を除く。）及び飲料製造業（蒸留酒・混成酒製造業及び清涼飲料製造業を除く。）		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
	食鶏処理業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、パン・菓子製造業、蒸留酒・混成酒製造業（蒸留酒・混成酒製造業と蒸留酒・混成酒製造業以外の飲料製造業とを兼ねる場合を含む。）豆腐・油揚げ製造業及び冷凍調理食品製造業		100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)
	清涼飲料製造業		65(50)	85(65)	15(10)	20(15)	30(20)
	たばこ製造業		40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
	その他の業種（弁当製造業を除く。）		100(75)	130(100)	15(10)	20(15)	30(20)
繊維工業	染色整理業		85(65)	130(100)	15(10)	20(15)	30(20)
	その他の業種		85(65)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)
木材・木製品製造業			65(50)	85(65)	15(10)	15(10)	20(15)
パルプ・紙・紙加工品製造業			90(70)	120(90)	15(10)	15(10)	20(15)
出版・印刷・同関連産業			40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
化学工業 (共同公害防止事業(中小企業事業団法第23条の規定に基づく業務方法書に定める共同施設事業及び共同公害防止等事業であって汚水等の処理施設の設置に係る事業をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)	無機化学工業製品製造業		15(10)	20(15)	15(10)	15(10)	20(15)
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		50(35)	65(50)	15(10)	15(10)	20(15)
	レーヨン製造業(レーヨン製造業とレーヨン製造業以外の化学繊維製造業又は有機化学工業製品製造業とを兼ねる場合を含む。)	レーヨン製造の湿式紡糸施設からの排水を排出する排水口	40(30)		15(10)	15(10)	20(15)
		その他の排水口	15(10)		15(10)	15(10)	20(15)
	その他の業種		35(25)	50(35)	15(10)	15(10)	20(15)

業 種 等		許容限度[mg／L]				
		昭和49年3月26日以前に 設置された特定事業場		昭和49年3月27日以降に設置された 特定事業場		
		最大排水量 500m ³ /日 以上	最大排水量 500m ³ /日 未満	最大排水量 5,000 m ³ /日以上	最大排水量 5,000～ 500m ³ /日	最大排水量 500m ³ /日 未満
ゴム製品製造業（共同公害防止事業に係るものを除く。）		30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)
鉄鋼業（製鉄業以外の鉄鋼業であって共同公害防止事業に係るものを除く。）	電気めっき施設を設置するもの	20(15)		15(10)	15(10)	20(15)
	その他のもの	15(10)	20(15)	15(10)	15(10)	20(15)
非鉄金属製造業		15(10)	20(15)	15(10)	15(10)	20(15)
金属製品製造業及び機械器具製造業（武器製造業を含む。以下同じ。共同公害防止事業に係るものを除く。）		20(15)	30(20)	15(10)	20(15)	30(20)
採石業及び砂・砂利・玉石採取業、潤滑油・グリース製造業、窯業、土石製品製造業並びに廃油再生業（共同公害防止事業に係る窯業・土石製品製造業を除く。）		30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)
空き瓶卸売業		40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
弁当仕出屋又は弁当製造業		100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)
ガス供給業		40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
水道業（下水道業を除く。）		30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)
下水道業		30(20)		30(20)		
自動車小売業及び自動車整備業		50(40)	65(50)	15(10)	15(10)	20(15)
飲食店		100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)
中央卸売市場及び地方卸売市場		100(80)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)
と畜業		100(75)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)
化学工業、ゴム製品製造業、鉄鋼業（製鉄業を除く。）、金属製品製造業及び機械器具製造業並びに窯業・土石製品製造業のうち、共同公害防止事業に係るもの		40(30)	50(40)	15(10)	20(15)	30(20)
産業廃棄物処理業		40(30)	50(40)	15(10)	20(15)	30(20)
ごみ処理業		65(50)		20(15)	30(20)	40(30)
旅館、その他の宿泊所		60(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
医療業		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)

業 種 等		許容限度[mg/L]				
		昭和 49 年 3 月 26 日以前に 設置された特定事業場		昭和 49 年 3 月 27 日以降に設置された 特定事業場		
		最大排水量 500m ³ /日 以上	最大排水量 500m ³ /日 未満	最大排水量 5,000 m ³ /日以上	最大排水量 5,000~ 500m ³ /日	最大排水量 500m ³ /日 未満
試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号)第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
し尿浄化槽(処理対象人員が 501 人以上のもの)に係るもの(処理対象人員は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定する。以下同じ。)	昭和 50 年 4 月 19 日以前に設置し、昭和 44 年建設省告示第 1726 号第 6 に定める構造基準に合致しないもの	120(90)		20(15)	30(20)	40(30)
	その他のもの	50(40)		20(15)	30(20)	40(30)
し尿浄化槽(処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のもの)に係るもの	し尿を単独で処理するもの及び昭和 56 年 6 月 1 日以前に設置し、昭和 44 年建設省告示第 1726 号第 2 に定める構造基準に合致するもの	120(90)		30(20)	40(30)	50(40)
	その他のもの	80(60)		30(20)	40(30)	50(40)
し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		65(50)		15(10)	15(10)	20(15)
その他の業種	酸若しくはアルカリによる表面処理施設又は電気めつき施設を設置するもの	20(15)	30(20)	15(10)	15(10)	20(15)
	車両洗浄施設を設置するもの	65(50)		15(10)	15(10)	20(15)
	その他のもの	130(100)		15(10)	15(10)	20(15)

注 1 () 内は日間平均値である。

注 2 この表に掲げる排水基準は、日最大排水量が 50m³ 以上のものについて適用する。

注 3 昭和 49 年 3 月 26 日以前に瀬戸内海水域に設置された特定事業場(注 4 の規定により同日前に設置された特定事業場とみなされたものを含む。)で、同日以降移転又は業種等を変更することなく施設の全部の更新を行った場合は、同日前に設置されたものとみなす。

注 4 1 の施設が新たに特定施設となった際、現にその施設を設置している特定事業場(当該施設の設置の工事に着手されたものを含み、昭和 49 年 3 月 26 日以後に他の特定施設を設置しているものを除く。)は、同日前に設置されたものとみなす。

注 5 1 つの特定事業場について複数の業種等があり、それぞれにおいて異なる排水基準が定められている場合は、最も厳しい基準を適用する(共同処理施設においても同様。)。ただし、201 人槽以上のし尿浄化槽にあっては、他の業種等の排水基準を適用する(このうち、201~500 人槽のし尿浄化槽以外に当該他の業種等に係る特定施設がない場合には、最も緩い基準を適用する。)。

注 6 瀬戸内海水域に排水を排出する特定事業場に係る(2) (P. 28) 及び(4) (P. 31) の化学的酸素要求量の排水基準が、この表に掲げる排水基準よりも厳しい場合は、(2) 及び(4) に掲げる排水基準を適用する。

注 7 ごみ処理業、旅館その他宿泊所、医療業、試験研究機関(学校に限る)、し尿浄化槽に係るもの及びし尿処理業については、「昭和 49 年 3 月 26 日」を「昭和 58 年 3 月 31 日」と、「昭和 49 年 3 月 27 日」を「昭和 58 年 4 月 1 日」とする。

(6) 下水道排水区域内における上乗せ排水基準

(➤水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

工場又は事業場が下水道法第2条第7号に規定する排水区域内に所在する場合、当該公共下水道に設置される終末処理場に係る放流水の水質基準が上乗せ排水基準となる。(ただし、(5)(P.32～34)の排水基準が、当該終末処理場の水質基準より厳しい場合は、(5)の排水基準を適用する。)

4 県下4区分水域及び呉水域の区分の範囲(P.37 水域区分図参照)

(➤水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

区 域	範 囲
第一種水域	第二種水域、第三種水域及び第四種水域以外の公共用水域
第二種水域	次に掲げる公共用水域及びこれに接続する公共用水域 1 中津岡川との合流点から上流の永慶寺川(中津岡川を含む。) 2 佐原田橋から御手洗橋に至る区間の御手洗川 3 神路橋から頓子橋に至る区間の可愛川 4 池田橋から皆賀橋に至る区間の八幡川 5 人甲川との合流点から下流の根谷川並びに行森川との合流点から祇園水門及び大芝水門に至る区間の太田川 6 日浦橋から上流の瀬野川 7 本庄貯水池から上山手橋に至る区間の二河川 8 二級貯水池から上流の黒瀬川 9 内海大橋から上流の野呂川 10 郷六橋から上流の高野川 11 新興橋から上流の三津大川 12 田万里川との合流点から親耕橋に至る区間の賀茂川 13 入野川との合流点から七宝橋に至る区間の沼田川(入野川を含み、棕梨川及び仏通寺川を除く。) 14 清水橋から上流の和久原川 15 桜橋から上流の栗原川 16 真川橋から上流の藤井川 17 末広大橋から上流の本郷川 18 鞆渡橋から上流の山南川 19 八幡川との合流点から下流の御調川及び大渡橋から神島橋に至る区間の芦田川 20 鷺尾橋から下流の馬洗川(本村川との合流点から下流の上下川を含む。)、柳原橋から下流の西城川(川北川を含む。)、千代田橋から下流の志路原川、多治比川及び野賀橋から生田川との合流点に至る区間の江の川(本川のみに限る。) 21 島地域におけるすべての河川 22 第三種水域の1から20までに掲げる河川に接続する公共用水域(湖沼及びもっぱら廃液又は汚水を放流する水路を除く。)

水 域	範 囲
第三種水域	次に掲げる公共用水域及びこれに接続する湖沼 1 中市井堰から下流の小瀬川 2 中津岡川との合流点から下流の永慶寺川 3 御手洗橋から下流の御手洗川 4 頓子橋から下流の可愛川 5 皆賀橋から下流の八幡川 6 祇園水門及び大芝水門から下流の太田川、旧太田川、天満川、元安川、京橋川及び猿猴川 7 日浦橋から下流の瀬野川 8 上山手橋から下流の二河川 9 二級貯水池から下流の黒瀬川 10 内海大橋から下流の野呂川 11 郷六橋から下流の高野川 12 新興橋から下流の三津大川 13 親耕橋から下流の賀茂川 14 七宝橋から下流の沼田川 15 清水橋から下流の和久原川 16 桜橋から下流の栗原川 17 真川橋から下流の藤井川 18 末広大橋から下流の本郷川 19 鞆渡橋から下流の山南川 20 神島橋から下流の芦田川 21 1 から 20 までに掲げる河川に接続する公共用水域のうち、もっぱら廃液又は汚水を放流する水路 22 その他海域に直接流入する河川（島地域におけるすべての河川を除く。）及びこれに接続する公共用水域
第四種水域	陸岸の地先海域
呉水域	呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点から同市仁方町と同市川尻町の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域並びに同海域に直接流入する河川（ＪＲ呉線二河川橋梁から上流の二河川及び同呉線西大川橋梁から上流の黒瀬川を除く。）及びこれに接続する公共用水域をいう。

